

令和 7 年 第 1 回

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会

臨時会会議録

令和 7 年 11 月 12 日 開会

令和 7 年 11 月 12 日 閉会

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会

- (早川町・身延町・南部町医療事務組合職員定数条例)
- 日程第 17 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例)
- 日程第 18 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例)
- 日程第 19 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例)
- 日程第 20 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例)
- 日程第 21 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 日程第 22 報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 日程第 23 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合管理者、特別職の非常勤職員及び議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例)
- 日程第 24 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員給与条例)
- 日程第 25 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の旅費に関する条例)
- 日程第 26 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)
- 日程第 27 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算)
- 日程第 28 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて
(常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約)

- 日程第 29 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合監査委員の選任について)
- 日程第 30 報告第 22 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員の選任について)
- 日程第 31 報告第 23 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員の選任について)
- 日程第 32 報告第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
(早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員の選任について)
- 日程第 33 議案第 1 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 2 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開条例の制定について
- 日程第 35 議案第 3 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合行政手続条例の制定について
- 日程第 36 議案第 4 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合行政不服審査会条例の制定につい
て
- 日程第 37 議案第 5 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合証人等の実費弁償に関する条例の
制定について
- 日程第 38 議案第 6 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例の制定について
- 日程第 39 同意第 1 号 早川町・身延町・南部町医療事務組合監査委員の選任について
- 日程第 40 閉 会

出席議員（9名）

1番	早川町	望月恒	議員
2番	早川町	鞍打大輔	議員
3番	身延町	遠藤一彦	議員
4番	身延町	深山光信	議員
5番	身延町	遠藤公久	議員
6番	南部町	芦澤潤一郎	議員
7番	南部町	望月憲之	議員
8番	早川町	望月実	議員
9番	南部町	高橋茂広	議員

欠席議員（なし）

執行部

管理者	望月幹也
副管理者	深沢肇
副管理者	佐野和広

事務局

局長	瀧本勝彦
局員	諏訪一敏
局員	吉井一紘
局員	穂坂桂吾

構成町福祉保健課長

早川町	斉藤通也
身延町	松田宜親
南部町	近藤利也

(開会 午前10時00分)

◎臨時議長の紹介

○事務局長（瀧本勝彦） 初めに、挨拶を交わします。

皆様、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

改めまして、おはようございます。早川町・身延町・南部町医療事務組合事務局長の瀧本でございます。よろしくをお願いいたします。

誠に恐れ入りますが、会場の皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

組合議会につきましては、事務局がごございます会場、中富すこやかセンターにおいて開会させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本臨時会は、早川町・身延町・南部町医療事務組合設立後、初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長者が臨時の議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で望月実議員が最年長者でございますので、ご紹介をさせていただきます。

望月議員、議長席のほうへお越してください。

[望月 実臨時議長 臨時議長席に着席]

○臨時議長（望月 実議員） おはようございます。年長者ということで、今、腰が悪くて、足をじったんばったんしながら議長席に着かせていただきました。お見苦しいところをお見せしまして申し訳ございません。

皆様、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

ただいま紹介いただきました早川町の望月でございます。よろしくお願い申し上げます。

地方自治法第107条の規定により、年長者ゆえ、議長が決まるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（望月 実議員） ただいまの出席議員は、私を含めて9名であります。出席議員が定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

ただいまより令和7年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事の進行につきましては、早川町・身延町・南部町医療事務組合議会会議規則がまだ制定されておられませんので、議員提出議案発議第2号で提出される、早川町・身延町・南部町医療事

務組合議会会議規則に準じて進行したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（望月 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、早川町・身延町・南部町医療事務組合議会会議規則により進めてまいります。

◎議事日程の報告

○臨時議長（望月 実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してございます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（望月 実議員） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長選挙

○臨時議長（望月 実議員） 日程第3、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用します同法第118条第2項の規定に基づいて、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（望月 実議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（望月 実議員） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に高橋茂広議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高橋茂広議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（望月 実議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋茂広議員が議長に当選されました。

議長に当選されました高橋茂広議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定に基づき告知いたします。

それでは、議長に当選されました高橋茂広議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） 南部町の高橋茂広です。ただいま早川町・身延町・南部町医療事務組合議会の初代議長にご選任いただき、誠に感謝申し上げます。

私は、微力ではありますが、皆さんと共に、この医療事務組合を盛り上げていながら、活発な議会にしたいというふうを考えております。どうか皆さんのこれからの温かいご指導とご鞭撻をよろしくお願いして、簡単ではございますけれども、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（望月 実議員） ありがとうございます。

以上をもちまして、議長の選挙を終了いたします。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長を務めさせていただきました。議員各位のご協力に感謝いたします。

以上をもちまして、議長を交代させていただきます。

それでは、高橋議長、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議席の指定

○議長（高橋茂広議員） それでは、議事を進行していきます。

日程第4、これより議席の指定を行います。

会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋茂広議員） 日程第5、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第91条の規定により、議長において

1 番 望 月 恒 議員

3 番 遠 藤 一 彦 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋茂広議員） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長選挙

○議長（高橋茂広議員） 日程第7、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に望月実議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました望月実議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました望月実議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました望月実議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

それでは、副議長に当選されました望月実議員より、就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（望月 実議員） ただいま議長より副議長に推選いただきました早川町の望月実でございます。非常に身に余る光栄と身の引き締まる思いでございます。

私は、議長を誠心誠意、微力ではあるのですが、補佐して、よりよい議会になるように努力してまいりたいと思います。

最後に、このような議会が本日開催されることを私は関係者各位の方々にお礼を申し上げたいと思いますので、一言そういうことで挨拶させていただきました。ありがとうございました。

○議長（高橋茂広議員） ありがとうございました。

以上をもちまして、副議長の選挙を終了いたします。

◎発議第1号～発議第3号の上程、採決

○議長（高橋茂広議員） 日程第8、議員提出議案の上程を行います。

本日、1番、望月恒議員ほか8名から、議員提出議案発議第1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、発議第2号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会会議規則の制定について及び発議第3号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会傍聴規則の制定についての3件が提出されました。これを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案発議第1号から発議第3号までは、議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案発議第1号から第3号までの3件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案発議第1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、発議第2号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会会議規則の制定について及び発議第3号 早川町・身延町・南部町医療事務組合議会傍聴規則の制定についての3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案発議第1号から発議第3号までの3件は、原案のとおり可決されました。

◎報告第1号～報告24号、議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（高橋茂広議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案等については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。本臨時会に管理者から提出されました日程第9、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第38、議案第6号 早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてまでを一括議題として上程したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

管理者より挨拶を兼ねて案件の説明を求めます。

望月管理者。

○管理者（望月幹也） 本日、ここに令和7年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本日は、早川町・身延町・南部町医療事務組合として初めての議会でありますので、組合設立までの経過についてご報告を申し上げます。

まず初めに、早川町、身延町、南部町の峡南南部地域では、人口減による患者数の減少、人手不足による医師や看護師確保の困難、病院経営の悪化などにより地域医療を取り巻く環境はとても厳しい状況にあります。

このような現状を打開し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制を確立するため「地域医療連携推進法人みなみやまなし」において、3町による医療再編を行うことで協議を進めてまいりました。

その結果、令和9年4月をめどに現状の身延山病院、飯富病院、南部診療所、万沢診療所の4医療施設を指定管理者制度を導入した公設民営として再編することといたしました。

本年7月31日に3町の臨時議会において、実施主体となる早川町・身延町・南部町医療事務組合の設置についてご議決をいただき、その後、同年8月4日に3町により山梨県知事へ一部事務組合の設置許可申請を行いました。

8月13日には、山梨県知事による一部事務組合の設立許可をいただき、9月1日に早川町・身延町・南部町医療事務組合を設立いたしました。

現在、身延町にあります、ここ中富すこやかセンター内に事務所を開設し、医療施設の再編に向けて準備を行っております。9月の早川町、10月の身延町の議会議員選挙を受けまして、本日の臨時会の開催に至りました。

今後の予定につきましては、指定管理者の募集を本年12月上旬から年明け1月下旬まで行い、指定管理者選定委員会を2月上旬に開催し、3月開催の令和8年第1回定例会に向けて指定管理者の指定に関する議案を上程したいと考えております。議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、今回提出いたしました案件につきましては、専決処分24件、条例の制定6件、人事案件1件の合計31件であります。

報告第1号から報告第24号につきましては、早川町・身延町・南部町医療事務組合の設置に伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき9月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

各案件の詳細につきましては、後ほど事務局長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認、ご議決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、これまでの経過と提出案件の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） 管理者の提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する詳細説明を求めます。

瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） それでは、報告第1号から議案第6号についての詳細説明をいたします。

お手元の議案書を御覧ください。報告第1号から報告第24号までにつきましては、新組合設立に伴い、特別地方公共団体として条例の制定等を行う必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

なお、説明につきましては、専決処分書の部分は省略させていただき、条例の目的等を中心に、地方自治法や地方公務員法の規定に基づき、当然に設置するものや定めるものにつきましては一括してご説明させていただきますので、ご了承ください。

専決処分をいたしました案件は、条例18件、令和7年度病院事業会計予算、事務委託に関する規約、監査委員選任、公平委員選任の24件となっております。

なお、町の条例を準用できるものにつきましては、管理者であります身延町の条例を準用しております。

1 ページをお開きください。報告第1号、組合の休日を定める条例でございます。

5 ページをお願いいたします。組合の休日を日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までとするものでございます。

7 ページをお願いいたします。報告第2号、公告式条例でございます。

11 ページをお願いいたします。地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、公告式を定めるものでございます。

12 ページの別表のとおり、掲示するものでございます。

13 ページをお願いいたします。報告第3号、組合議会定例会条例でございます。

17 ページをお願いいたします。地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を年2回とするものでございます。

次に、19ページ以降につきましては、報告第4号、監査委員条例、報告第5号、公平委員会設置条例でございます。地方自治法や地方公務員法の規定に基づき、本組合に監査委員及び公平委員会を設置するものでございます。

31 ページをお願いいたします。報告第6号、事務局設置条例でございます。

35 ページをお願いいたします。地方自治法第158条第1項の規定に基づき、早川町・身延町・南部町医療事務組合事務局や必要な職員等を定めるものでございます。

37ページをお願いいたします。報告第7号、個人情報保護法施行条例でございます。

41ページをお願いいたします。個人情報の保護に関する法律の施行に関し、審査会の設置など必要な事項を定めるものでございます。

45ページをお願いいたします。報告第8号、職員定数条例でございます。

49ページをお願いいたします。管理者の事務局6名、議会事務局4名、監査委員事務局4名、公平委員会事務局4名とするものでございます。

なお、議会・監査委員及び公平委員会の事務局の職員は、管理者の事務局の職員が兼ねることができるものといたします。

次に、51ページ以降でございます。報告第9号、一般職の任期付職員の採用に関する条例、報告第10号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、報告第11号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、報告第12号、職員のサービスの宣誓に関する条例、報告第13号、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、報告第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、身延町条例を準用するとともに、地方公務員法等の規定に基づき、必要な事項について定めるものでございます。

87ページをお願いいたします。報告第15号、管理者、特別職の非常勤職員及び議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

91ページをお願いいたします。地方自治法の規定に基づき、管理者、副管理者、議長、副議長、議員、監査委員及び公平委員等各種委員報酬額及び旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。別表のと通りの報酬額となっております。

次に、93ページ以降につきましては、報告第16号、職員給与条例、報告第17号、職員の旅費に関する条例、報告第18号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、身延町条例を準用するとともに、地方自治法等の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

111ページをお願いいたします。報告第19号、令和7年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算についてご説明申し上げます。本年度の病院事業会計予算につきましては、早川町・身延町・南部町医療事務組合が設置されました本年9月1日から令和8年3月31日までの予算でございます。

117ページをお願いいたします。令和7年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算、第2条、今年度の業務につきましては、医療施設設置事業、令和9年4月に予定する医療施設設置に向けた諸準備となります。

第3条、収益的収入は、第1款病院事業収益、第1項医業外収益ともに1,117万円、支出は第1款病院事業費用1,117万円でございます。

収入は構成町であります3町からの負担金となっております。

主な支出につきましては、職員人件費、管理者・副管理者・組合議員の報酬、消耗品、委託料、使用料等の事務費及び予備費でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ともに357万5,000円でございます。

収入は、第3条と同様に3町からの負担金となっております。

支出は、無形固定資産の整備として、企業会計システムの構築でございます。

その他詳細は御覧いただきたいと思っております。

続きまして、133ページをお開きください。報告第20号、早川町・身延町・南部町医療事務組合の常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約についてご説明申し上げます。

137ページをお願いいたします。常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務について、山梨県市町村総合事務組合へ事務委託を行うものでございます。

141ページをお願いいたします。報告第21号、早川町・身延町・南部町医療事務組合監査委員の選任でございます。

143ページをお願いいたします。地方自治法第196条第1項の規定により監査委員を選任する必要が生じ、早川町・身延町・南部町医療事務組合規約第10条第2項により、識見を有する者につきましては、構成町の監査委員の中から1人を選任するとございますので、身延町より選任いただきました竹ノ内強さんを選任するものでございます。

145ページから155ページをお願いいたします。報告第22号、第23号、第24号、早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員の選任でございます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により公平委員を選任する必要が生じ、構成町から各1名として、早川町より推薦いただきました望月公八さん、身延町より推薦いただきました笠井一雄さん、南部町より推薦いただきました萩原敬さんを選任するものでございます。

以上、報告案件の詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、157ページをお願いいたします。議案第1号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

159ページをお願いいたします。地方公務員法第58条の2の規定に基づき、組合における人事行政の運営等の状況の公表に関し、公表の時期など必要な事項を定めるため制定するものでございます。

161ページをお願いいたします。議案第2号、情報公開条例の制定についてご説明申し上げます。

163ページをお願いいたします。本組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な組合行政の推進を図るため、制定するものでございます。公文書の開示請求権、開示請求の手續、審査請求、公文書の管理、公文書の開示等の実施状況等の公表について必要な事項を定め

るものでございます。

173ページをお願いいたします。議案第3号、行政手続条例の制定についてご説明申し上げます。

175ページをお願いいたします。行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する共通事項を定め、他の条例に定めるもののほかは、身延町条例を準用することとし、住民の権利利益の保護に資するため、制定するものでございます。

177ページをお願いいたします。議案第4号、行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

179ページをお願いいたします。行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、管理者の附属機関として審査会を設置するもので、委員を5名以内、任期を3年とするものでございます。

181ページをお願いいたします。議案第5号、証人等の実費弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

183ページをお願いいたします。身延町条例を準用し、地方自治法第207条その他法令の規定に基づき、議会・監査委員の要求により出頭した証人、関係人等の受ける実費弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

185ページをお願いいたします。議案第6号、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

187ページをお願いいたします。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、身延町条例を準用し、定めるものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） 以上で各議案に対する詳細説明は終了いたしました。

◎報告第1号～報告第24号の質疑、討論、採決

○議長（高橋茂広議員） これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。報告第1号から報告第24号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第24号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑につきましては、まず初めに議案番号を述べていただき、その後、質疑をしていただきますようお願いいたします。

質疑はございませんか。

7番、望月憲之議員。

○7番（望月憲之議員） 南部町の望月であります。こういった議場をまず身延町のほうで用意していただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

ページでいきますと122ページです。当初の予算の中で、収益を予定していきまして、構成町の補助金があります。1,116万9,000円、これの3町のそれぞれの負担があると思うのですが、この負担割合を教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋茂広議員） 事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） 今回の予算に伴う3町の負担割合のご質問でございます。規約に定めがございまして、全体のかかる経費、負担する額につきまして、均等割について40%、人口割について60%に分けて負担するとしております。今回、3条予算と4条予算、それぞれ合わせますと1,474万5,000円になるのですが、均等割40%部分が約590万円です。その部分について3町で分けまして、残りの60%部分の約880万円については人口割により各町で分けることになっております。

それにより案分した結果、早川町につきましては約250万円、身延町につきましては約700万円、南部町につきましては約530万円になってございます。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑はございませんか。

7番、望月憲之議員。

○7番（望月憲之議員） 126ページで、企業会計システムの構築ということで357万5,000円とありますけれども、この内容について教えてください。

○議長（高橋茂広議員） 瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） 126ページの無形固定資産購入の企業会計システム構築に関するご質問でございます。

病院事業会計につきましては、通常の一般会計と違いまして、企業会計として複式簿記により経理することになってございます。この会計処理をシステムで行うためのシステム構築費でございます。一度構築しましてからは、今後、新しい病院体制になった後も使えることを見越しながら、新しいシステムを予算の中でつくっていく所存でございます。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑ございませんか。

6番、芦澤潤一郎議員。

○6番（芦澤潤一郎議員） 6番、芦澤。先ほどの望月議員の説明なのですが、このシステムというのは年に1回やるわけで、毎年更新していくことはありませんか。

○議長（高橋茂広議員） 瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） 基本的に保守料はかかります。制度改正があつて企業会計システムを更新しなければならないということがあれば、更新費用が別途かかると思うのですが、通常総務省による企業会計について制度改正がなければ、最初に作ったシステムを使用してまいります。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号から報告第24号までの専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（高橋茂広議員） お諮りいたします。

議案第1号から議案第6号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから議案第6号 早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてまでを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（高橋茂広議員） お諮りいたします。

日程第39、同意第1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、望月恒議員の暫時除斥を求めます。

望月恒議員は退席をお願いいたします。

〔1番 望月 恒議員退場〕

○議長（高橋茂広議員） 管理者より提案理由の説明を求めます。

望月管理者。

○管理者（望月幹也） それでは、議案の189ページ、最終ページになりますが、お聞きいただきたいと思っております。同意第1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合監査委員の選任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の選任につきましては、本組合の設置に伴い、組合議員のうちから望月恒氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。望月氏であります。住所、生年月日は記載のとおりであります。

ご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広議員） 以上で議案に対する詳細説明は終了いたしました。

これは人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、望月恒議員の議場の除斥を解きます。

〔1番 望月 恒議員入場・復席〕

○議長（高橋茂広議員） ここで時間をいただきまして、選任に同意されました監査委員の望月恒議員から就任の挨拶の申出がありましたので、お願いいたします。

○監査委員（望月 恒議員） ただいま議会選出の監査委員に選任させていただきました早川町議会の望月でございます。

微力ではありますが、職務の重要性を認識し、職務を全うするよう努めてまいりますので、議員皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋茂広議員） 以上で監査委員の挨拶を終わります。

◎副管理者挨拶

○議長（高橋茂広議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

なお、この際、日程にはございませんが、副管理者の方々も出席されておりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、深沢副管理者から順に挨拶をお願いいたします。

深沢副管理者。

○副管理者（深沢 肇） お疲れさまでございます。早川町長の深沢でございます。

先ほど来より医療事務組合の立上げに関しまして、多くの関係条例等を慎重にご審議、ご決定いただき、誠にありがとうございます。本日は、医療事務組合スタートでございます。この目的は、今さら私が申すまでもなく、地域住民の安心して暮らせる医療体制の再構築。ただ、現在は、公的病院、公立の病院が非常に厳しい経営状態に陥っております。物価高騰、人件費の高騰、あの大学病院までも経営に苦しんでおります。そうした中での峡南地域、医療僻地と言われているこの峡南南部の地域での医療の再構築事業というのは、大変厳しいことが予想されます。

しかし、私どもは、地域住民の安定した生活を守るためにも必ずこの事業を成し遂げなければならないと、このように思っております。各町対応の議会の皆様にぜひご理解とご協力を賜りながら、構成3町とともに、地域住民のためにご努力、ご理解、ご協力をいただきますことをこの場でお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋茂広議員） それでは、続きまして佐野副管理者、お願ひいたします。

○副管理者（佐野和広） 皆さん、こんにちは。やっとこのスタートの時期を迎えました。ここまで来る間の道のりを考えますと、大変感慨深いものがございます。

実は、身延山病院の丸山先生から、もう数年前から、この峡南地区の人口減の中で医療体制をど

うするのだと、こういうおはかりがありまして、それから何年かその状態が続いたのですけれども、ここに来ましてやっと大変な峡南地域を守るためにどうするのだと、いよいよ会議がスタートしたわけです。やはり我々住民は、地域の医療を守らなくてはいけない、これは大きな使命でございますから、今後、当然人口減少はますます進むと思います。その中で医療体制どうするのか、これはそんなに簡単なものではございませんけれども、議会の皆様、それからこちら事務局等を含めまして、本当に真剣に考えながら、何としてでもこの地域を守っていくのだと、そういう固い決意の下でやらなくてはならない、そんな思いがしております。

どうぞ皆さんのお力を借りながら、しっかりとこの地域の峡南医療の体制を持続したいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） ご挨拶ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋茂広議員） 以上をもちまして、令和7年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○事務局長（瀧本勝彦） 挨拶を交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

（閉会 午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員